

エコアクション21 環境活動レポート

対象期間(2022年4月～2023年3月)

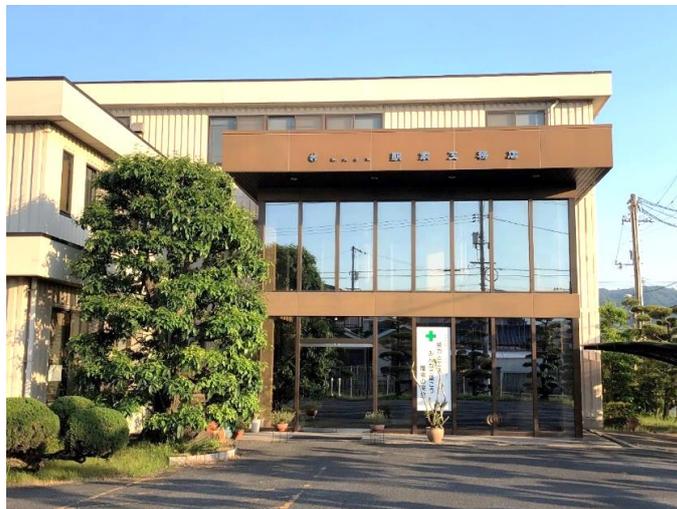


 株式会社 駅家工務店

発行日:2023年7月1日

目 次

1 組織の概要	1ページ
2 対象範囲	1ページ
3 環境経営方針	2ページ
4 環境経営目標	3ページ
5 環境経営計画	4ページ
6 実施体制	5ページ
7 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価・次年度の取組	6ページ
8 環境関連法規などの遵守状況、評価並びに違反、訴訟等の有無	8ページ
9 代表者による全体評価と見直し・指示の結果	10ページ



1 組織の概要

(1) 事業者名及び代表者名

株式会社 駅家工務店
代表取締役 高本 俊徳

(2) 所在地

本社 〒720-1133
広島県福山市駅家町大字近田94番地の1
電話(084)976-1429
FAX(084)976-5965

倉庫 同上

(3) 環境管理責任者及び担当者

環境管理責任者 高本 誓二
EA21事務局 桑田 靖子

(4) 事業内容

土木工事の設計・施工
建築工事の設計・施工

建設業許可番号【広島県知事許可(特-3)第8152号】

産業廃棄物収集運搬許可番号【第03407023939号】

※産業廃棄物収集運搬は自社廃棄物のみを対象としており業としての活動はありません

(5) 事業の規模

創業	昭和45年5月	駅家工務店
法人化	昭和56年5月	株式会社 駅家工務店
資本金	3,000万円	
従業員数	19名	
床面積	本社 688㎡	
	倉庫 1347.52㎡	

2 対象範囲

事業者名	株式会社 駅家工務店
事業活動	土木工事の設計・施工 建築工事の設計・施工
対象事業所	本社

3 環境経営方針

企業理念

株式会社駅家工務店は、事業活動に伴う地球環境への負荷に対して理解し、地球環境の保全が重要課題のひとつであることを認識し、全社員が積極的に環境への負荷の削減に取り組み、地域循環共生圏に取り組んでいきます。

行動方針

当社は、広島県福山市を中心とした土木工事、建築工事の事業を行っています。これからさらに企業として社会的責任を果たすために、事業活動における環境への影響を踏まえ、全社員で環境問題について勉強し、環境保全の意識を高め、自主的・積極的に継続的改善に取り組みます。

建設業の大きな変革期にあたるこの時代を飛躍のチャンスと捉え、技術を生かした得意分野への進出・拡大でコストを抑え、環境負荷の削減を行います。

- 1 環境負荷の削減並び業務改善に、以下の取り組みを行います。
 - ①業務の無駄・無理を排除し、業務改善を行います
 - ②事業活動に関連する法・規制は、確実に遵守し環境保護を行います
 - ③電力・燃料使用量の削減に取り組み、二酸化炭素排出量削減を行います
 - ④廃棄物の発生抑制・削減・リサイクルに取り組み、適正な処理を行います
 - ⑤水使用量・排出量の削減に取り組み、貴重な水資源の保全を行います
 - ⑥環境に配慮した工事を行います
 - ⑦化学物質の適正管理を行います
 - ⑧3R活動(Reduce、Reuse、Recycle)の推進を行います
- 2 上記、環境方針を全社員に周知・徹底し、環境への取り組みを行います。

制定日 2011年 5月 1日

改定日 2020年 4月 1日

株式会社 駅家工務店
代表取締役 高本 俊徳

4 環境経営目標



項目	単位	基準値	環境目標値			
			2022年度	2023年度	2024年度	
CO2排出量の削減	電力	kg-CO2 / 売上高	20.85	20.64	20.44	20.23
	建設現場等の購入電力	kg-CO2 / 売上高	8.25	8.17	8.09	8.00
	ガソリン	kg-CO2 / 売上高	37.42	37.04	36.67	36.29
	軽油	kg-CO2 / 売上高	110.01	108.91	107.81	106.71
	灯油	kg-CO2 / 売上高	1.46	1.45	1.43	1.42
	A重油	kg-CO2 / 売上高	0.55	0.55	0.54	0.54
	液化石油ガス(LPG)	kg-CO2 / 売上高	0.09	0.09	0.09	0.09
	総排出量	受注した工事内容により総排出量は異なるため目標値の設定は困難。実績値を確認する。				
廃棄物の削減 建設リサイクルの推進	一般廃棄物総排出量	kg/売上高	0.58	0.57	0.57	0.56
	産業廃棄物総排出量	受注した工事内容により排出量が異なるため目標値の設定は困難。実績値を確認する。				
	産業廃棄物再資源化量					
	再資源化率					
水使用量の削減	上水	m ³ /売上高	0.33	0.33	0.33	0.32
環境に配慮した工事の提案	建設現場	環境に配慮した工法・工程の実施、建設機械の使用、清掃を行う				
業務の無駄、無理を排除	建設現場	工事技術向上のため技術講習へ参加				
	事務所	3S活動に取り組む				
化学物質の適正管理	建設現場	化学物質の使用の有無を確認。発生した場合、使用物質のSDSを取り寄せ、物質の内容確認を行うよう、教育・管理・指導を行う。				

■数値目標の設定(CO2排出量、廃棄物排出量、水使用量)■

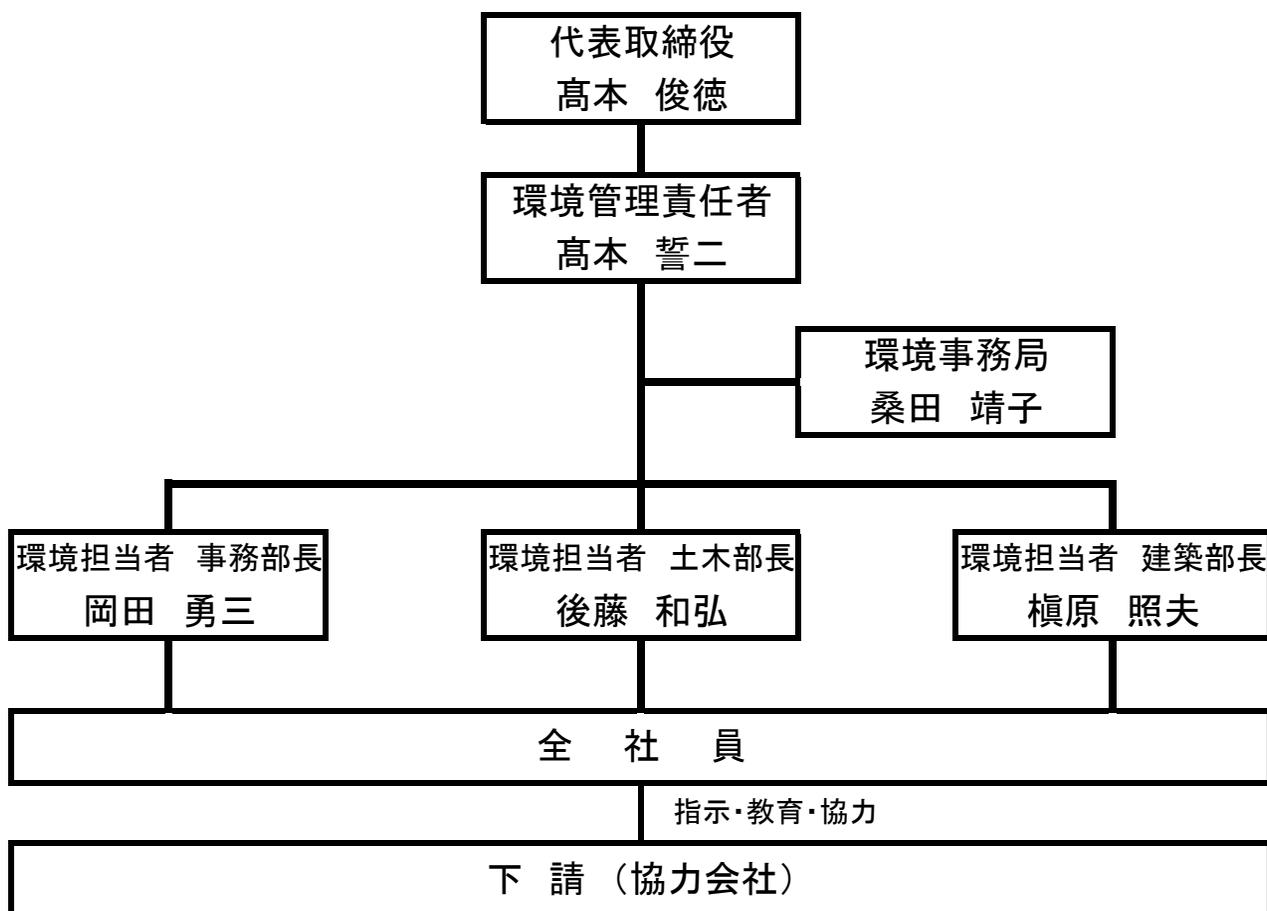
・測定値… $\frac{\text{当該年度の実績値}}{\text{当該年度の売上高}}$ ・基準値… 過去3年の測定値の平均値

		2019年度		2020年		2021年		2022年度 基準値	
売上高(単位:百万円)		773		841		848			
項目	単位	実績値	測定値	実績値	測定値	実績値	測定値		
CO2 排出量 の削減	電力	kg-CO2	16,941	21.92	17,180	20.43	17,142	20.21	20.85
	建設現場の購入電力	kg-CO2	5,987	7.75	6,452	7.67	7,919	9.34	8.25
	ガソリン	kg-CO2	33,582	43.44	28,050	33.35	30,062	35.45	37.42
	軽油	kg-CO2	92,392	119.52	100,795	119.85	76,873	90.65	110.01
	灯油	kg-CO2	674	0.87	900	1.07	2,076	2.45	1.46
	A重油	kg-CO2	561	0.73	425	0.51	365	0.43	0.55
	液化石油ガス(LPG)	kg-CO2	85	0.11	75	0.09	64	0.08	0.09
廃棄物の削減	一般廃棄物総排出量	kg	494	0.64	585	0.70	344	0.41	0.58
水使用量の削減	上水	m ³	294	0.38	293	0.35	234	0.28	0.33

5 環境経営計画

取組目標		2022年												2023年			対象者	担当
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
二酸化炭素の削減																		
事務所	OA機器スイッチオフ															全員	事務	
	昼休み、不用時の消灯																	
	エアコンの温度管理冷房26℃、暖房23℃																	
	エアコンフィルター清掃																	
	照明器具の定期清掃																	
現場	タイヤの空気圧の確認															各現場	現場監督	
	新エコドライブ10の励行																	
	移動時の走行コースの見直し																	
	過積載の禁止																	
	自主点検の徹底																	
産業廃棄物排出量の削減																		
現場	廃棄物の分別し、再利用・再生率を向上															各現場	現場監督	
	分別の徹底する為、分かりやすく掲示																	
	資材の整理整頓																	
水使用量の削減																		
事務所 現場	こまめな節水															全員	事務	
	車の洗車を必要最小限にする																	
環境に配慮した工事																		
現場	環境に配慮した工事の提案															各現場	現場監督	
	環境負荷削減できる工法、工程の実施																	
	低騒音・低振動・排ガスの建設機械の使用																	
	付近の道路・側溝等の清掃																	
業務の無駄・無理を排除し、業務改善																		
現場	工事技術の向上（技術講習へ参加等）															技士	事務	
事務所	3S活動に取り組む															全員	事務	
化学物質の適正管理																		
現場	化学物質の内容確認を行い、適正管理															下請	現場監督	

6 実施体制



	役割・責務・権限
代表取締役	環境経営に関する権限と責任 環境方針の制定、従業員への周知 全体の評価と見直しの実施・指示 環境管理責任者の任命 資源「人・もの・金」を準備
環境管理責任者	エコアクション21の構築・運用・維持 環境活動の推進及び見直し 環境活動の取組結果を代表者へ報告
環境事務局	環境活動計画の作成・実績集計 エコアクション21環境活動レポートの作成
環境担当者	自部門における環境活動の実施・管理 自部門における環境活動の周知 自部門における問題点の発見・予防策
全社員	環境活動を理解し、積極的に取り組む 協力会社へ指示・教育し、協力を求める
下請(協力会社)	環境活動を理解し、積極的に取り組む 決められた事を厳守

7 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価

環境経営目標の実績

項目	取組結果 (2022年4月～2023年3月)			結果	評価	
	単位	環境目標値	測定値 実績値			
CO2排出量の削減	電力	kg-CO2/売上高	20.64	17.58	達成	目標値より 15% 削減した ↓
	建設現場等の購入電力	kg-CO2/売上高	8.17	3.85	達成	目標値より 53% 削減した ↓
	ガソリン	kg-CO2/売上高	37.04	34.47	達成	目標値より 7% 削減した ↓
	軽油	kg-CO2/売上高	108.91	61.94	達成	目標値より 43% 削減した ↓
	灯油	kg-CO2/売上高	1.45	0.44	達成	目標値より 70% 削減した ↓
	A重油	kg-CO2/売上高	0.55	0.54	達成	目標値より 2% 削減した ↓
	液化石油ガス(LPG)	kg-CO2/売上高	0.09	0.07	達成	目標値より 22% 削減した ↓
	総排出量	kg-CO2		105,576.67	達成	実績値を確認した
廃棄物の削減 建設リサイクルの推進	一般廃棄物総排出量	kg/売上高	0.56	0.24	達成	目標値より 57% 削減した ↓
	産業廃棄物総排出量	kg		1,970,390.00	達成	実績値を確認した
	産業廃棄物再資源化量	kg		1,970,390.00		
	再資源化率	%		100.0		
水使用量の削減	上水	m ³ /売上高	0.35	0.27	達成	目標値より 22% 削減した ↓
環境に配慮した工事の提案	建設現場			達成	環境に配慮した工法・工程の実施、建設機械の使用、清掃を行った	
業務の無駄、無理を排除	建設現場			達成	工事技術向上のため技術講習へ参加した	
	事務所			達成	3S活動に取り組んだ	
化学物質の適正管理	建設現場			達成	化学物質使用の有無を確認し、教育・管理・指導を行った	

※購入電力の二酸化炭素実排出係数は0.521(kg-CO2/kwh)を使用

■数値の設定(CO2排出量、廃棄物排出量、水使用量)■

・測定値... $\frac{\text{当該年度の実績値}}{\text{当該年度の売上高}}$

		2022年		
売上高(単位:百万円)		888		
項目	単位	実績値	測定値	
CO2排出量の削減	電力	Kg-CO2	15,609	17.58
	建設現場の購入電力	Kg-CO2	3,416	3.85
	ガソリン	Kg-CO2	30,613	34.47
	軽油	Kg-CO2	55,003	61.94
	灯油	Kg-CO2	393	0.44
	A重油	Kg-CO2	480	0.54
	液化石油ガス(LPG)	Kg-CO2	62	0.07
廃棄物の削減	一般廃棄物総排出量	Kg	215.3	0.24
水使用量の削減	上水	m ³	237	0.27

* その他の項目は実績値

環境経営計画の取組結果とその評価、次年度取組み

取組目標		2022年												2023年			取組評価		次年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	中間	総合				
二酸化炭素の削減																	◎	◎	継続
事務所	OA機器スイッチオフ																◎	◎	継続
	昼休み、不用時の消灯																◎	◎	継続
	エアコンの温度管理冷房26℃、暖房23℃																◎	◎	継続
	エアコンフィルター清掃																◎	◎	継続
	照明器具の定期清掃																◎	◎	継続
現場	タイヤの空気圧の確認																◎	◎	継続
	新エコドライブ10の励行																◎	◎	継続
	移動時の走行コースの見直し																◎	◎	継続
	過積載の禁止																◎	◎	継続
	自主点検の徹底																◎	◎	継続
実施状況結果：計画通りに実施できた。																			
産業廃棄物排出量の削減																	◎	◎	継続
現場	廃棄物の分別し、再利用・再生率を向上																◎	◎	継続
	分別の徹底する為、分かりやすく掲示																◎	◎	継続
	資材の整理整頓																◎	◎	継続
実施状況結果：計画通りに実施できた。																			
水使用量の削減																	◎	◎	継続
事務所	こまめな節水																◎	◎	継続
	車の洗車を必要最小限にする																◎	◎	継続
実施状況結果：計画通りに実施できた。																			
環境に配慮した工事																	◎	◎	継続
現場	環境に配慮した工事の提案																◎	◎	継続
	環境負荷削減できる工法、工程の実施																◎	◎	継続
	低騒音・低振動・排ガスの建設機械の使用																◎	◎	継続
	現場付近の道路・側溝等の清掃																◎	◎	継続
実施状況結果：計画通りに実施できた。																			
業務の無駄・無理を排除し、業務改善																	◎	◎	継続
現場	工事技術の向上（技術講習へ参加等）																◎	◎	継続
事務所	3S活動に取り組む																◎	◎	継続
実施状況結果：計画通りに実施できた。																			
化学物質の適正管理																	◎	◎	継続
現場	化学物質の内容確認を行い、適正管理																◎	◎	継続
実施状況結果：計画通りに実施できた。																			

◎順調 ○遅延 △不十分 ×未達成

8 環境関連法規などの遵守状況、評価並びに違反、訴訟等の有無

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実施		文書・記録	適・否
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項			
廃棄物処理・リサイクル							
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物	汚でい 廃油 廃プラ 木くず 紙くず 繊維くず 金属くず ガラスくず 陶磁器くず がれき類 ゴムくず 燃えがら 石綿含有産業廃棄物（重量比0.1%超） 水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯等） 水銀含有汚泥（水銀含有量15mg/kg超） 【特別管理産業廃棄物】 廃石綿等 廃PCB PCB汚染物	委託基準 1. 委託先の許可確認 委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書の5年間保存 管理票（マニフェスト）の交付義務 マニフェストの交付 回収・照合（発行後B2, D票90日E票180日以内） A, B2, D, E票保管（5年間） 未回収戻り票の報告 交付状況報告（前年度実績、毎年6月30日まで） 電子マニフェスト使用義務（特管物多量排出事業場、2020年4月～）	・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の処分状況等の実地確認 ・施設能力等の公開情報の確認 ・委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、変更情報の伝達方法等） ・法準拠マニフェストを使用 ・マニフェスト管理台帳にて回収日の管理、A票の照合欄チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認済み） ・未回収戻り等の措置内容等報告書（知事への報告）	適 適 適	
	廃棄物の処理	廃棄物	現場保管	野外焼却の禁止 保管基準 （積み上げ高さの厳守、雨・風・悪臭発生に対する養生、保管場所の掲示板設置、仕切り設置等）			適 適
廃棄物処理法	排出事業者	元請業者	廃棄物処理	元請が排出事業者となる	下請人が行う現場内保管は、下請人も保管基準を適用順守	適	
	下請人による建設工事産廃の運搬	小規模な工事での例外	1. 500万円以下の維持修繕工事 2. 500万円以下の瑕疵の修繕工事のいずれかの工事で、かつ、以下のすべてを満たして運搬される産業廃棄物 イ：1m ³ 以下/1回 ロ：元請業者等の所有施設への運搬 ハ：運搬途中での保管が行われないもの	委託契約書で定める様式（運搬様式）により、下請人が産業廃棄物処理基準を順守して運搬できる	・元請業者がマニフェストを交付 ・請負契約書で定める必要があり ・運搬時は書面（廃掃法21条の3第3項）の備え付け必要	適	
	下請人による廃棄物の運搬又は処分の委託	下請け	下請人が廃棄物の運搬又は処分を委託する場合	当該下請人を事業者とみなして、委託基準及び管理票交付義務等適用順守	下請人が産業廃棄物処理許可業者で元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合は、従前通り当該元請業者には委託基準等が、当該下請人には再委託基準等が適用	適	
リサイクル法	解体工事、土工事、外構工事、型枠工事、木工事	指定副産物	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材 国土交通省関係：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材	・発生抑制（施工方法、資材選択） ・再利用、再生利用、再資源化努力	・責任者の配置	適	
再生資源利用省令	解体工事、土工事、外構工事	指定副産物：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の利用	【再生資源利用計画の作成】 ・1,000m ³ 以上の土砂 ・500t以上砕石 ・200t以上加熱アスファルト混合物	指定建設資材と再生資源の利用量の把握等による計画の作成と実施記録の保存（1年間）	・再生資源利用計画書・実施書（様式1）	適	
指定副産物利用促進省令	解体工事、土工事、外構工事、型枠工事、木工事	指定副産物：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の利用	【再生資源利用促進計画の作成】 ・1,000m ³ 以上の建設発生土 ・200t以上のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材	指定副産物に係る搬出量と再資源化施設への搬出量等計画の作成	・再生資源利用促進計画書・実施書（様式2）	適	
建設リサイクル法	新築工事及び解体改修工事	・解体工事：80m ² 以上 ・新築・増築工事：500m ² 以上 ・修繕・模様替工事：1億円以上 ・その他の工作物に関する工事（土木工事等）：500万円以上	【特定建設資材】 コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート版を含む） 木材 アスファルトコンクリート	発注者への書面による計画等説明 工事着手日7日前までに知事へ届出 発注者へ書面による完了報告 ・分別解体 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用	・発注者への計画等説明書と完了報告書 ・下請業者への告知書 ・知事への届出書（条規規定） ・届出書様式改定（2021年4月施行：調査結果にフロン、石綿の事項追加） 発注者の承諾を得れば書面をデジタル（電磁的処理）で交付可能	適	
	建設業法等改正による「解体工事」許可	とび・土木工事業の建設業許可で解体工事を行う者	500万円以上の解体工事	解体工事業許可の取得		適	
容器包装リサイクル法	建設工事全般	一般廃棄物	容器包装廃棄物	市町村が定めた分別の基準に従い容器包装廃棄物も適正に分別排出する	<参考例> 弁当がら廃棄物区分が自治体判断により分かれるので注意が必要	適	
家電リサイクル法	特定家庭用機器の排出（作業所あるいは詰所の家電が対象）	特定家庭用機器	【特定家庭用機器】 テレビ（液晶・プラズマ含）、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する	領収証	適	
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器の排出（作業所あるいは詰所の小型家電が対象）	使用済小型電子機器	【使用済小型電子機器】 パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー等	具体的な回収品目や回収方法は市町村により異なり、品目によっては手数料あり		適	
<廃棄物・リサイクル その他の要求事項>							
建設廃棄物処理指針（平成22年度版）	産業廃棄物の処理、委託	産業廃棄物	汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、金属くず、ガラスくず建設廃材、ゴムくず、コンクリート破片など	マニフェストに基づく適正処理の実施	許可証確認（収集運搬業者、処分業者） 処分状況確認（中間処理場、最終処分場等）	適	
優良産廃処理業者制度運用マニュアル	産業廃棄物の適正委託	産業廃棄物	ISO14001、エコアクション21等の認証取得処理業者等、優良処理業者を処理委託先の選択判断基準とする	公開情報の確認	公開情報による処分状況の確認	適	
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物が発生する建設工事	建設副産物	建設発生土等	・発注者との連絡調整 ・管理及び施工体制の整備・協力業者の指導等 ・「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」の作成	実施状況の記録を1年間保管	適	
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等	建設汚泥が発生する作業	建設汚泥	建設資材として利用する場合、土壌汚染環境基準に適合しないものは適用範囲外	適切な調査・設計・施工・管理を行う際の結果を確認し、記録を保管	建設汚泥の工事間利用に関する確認書 建設汚泥再生利用計画書 建設汚泥リサイクル伝票 建設汚泥再資源化等実績書	適	
石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）	石綿含有廃棄物の処理	石綿含有廃棄物	現場保管及び搬出時	・あらかじめ、固型化、薬剤による安定化等の措置を講じた後、耐水性材料で2重にこん包		適	

大 気 汚 染						
大気汚染防止法	建築物等の解体、改造、又は補修作業の伴う建設工事	特定粉じん等排出作業の伴う建設工事：「特定工事」 (注) 知事等の立入検査・作業基準適合命令等規定あり	※2006年9月以降に工事着手した建築物等の解体工事などの「特定工事」ではないと明らかな建設工事は除く	・建設工事の受注者は、特定工事に該当するか否かを調査し、発注者に書面で説明	調査・説明事項	適
			・排出等作業結果の記録の作成、保存（2021年施行）	・事前調査結果記録の作成、保存、知事へ報告、下請負人へ説明（2022年施行）	報告は原則として電子システムで行う（大気汚染防止法施行規則16条の11第4項）【石綿事前調査結果報告システム】（2022年4月施行）	適
			・発注者への作業終了報告（2021年施行）	・設計図書、目視、分析調査	報告書（2021年施行）	適
労働安全衛生法・石綿則	解体・改修工事の事前調査	事前調査及び分析調査 事前調査結果の届け出	解体等対象建築物等の全ての材料について	・適用除外の工作物あり ・2023.10より「石綿含有建材調査者」などの資格者に限定	適	
			解体工事部分の床面積の合計が80m ² 以上 請負金額が100万円以上 特定の工作物の解体・改修工事	・石綿等の使用の有無にかかわらず、あらかじめ労働基準監督署に事前調査結果等の報告	報告は原則として電子システムで行う（石綿則4条の2）【石綿事前調査結果報告システム】（2022年4月施行）	適
建設業に係る特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針	マイクロバス、貨物車、クレーン車、コンクリートミキサー車など	協力会社の持ち込み車両など	指定地域における削減努力	・自動車使用の合理化および効率化、運転者への教育、輸送手段改善 ・アイドリングストップの励行		適
オフロード法	ブルドーザ、バックホウ、クローラクレーン、くい打ち機、トラクタシャベル、ドリルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など	排出ガス基準適合表示	・適合証明 ・「2014年規制」 新車規制で平成26年10月以降		適
フロン排出抑制法（2019年改正、2020年施行）	機器の所有者（管理者）によるフロン漏えい点検	業務用冷凍空調機器（重機類のエアコン等を含む）	簡易点検：全ての業務用冷凍空調機器 定期点検：7.5KW以上の業務用エアコン、冷凍冷蔵機器等	・簡易点検：3か月に1回以上 ・定期点検：1年に1回以上等（専門業者が実施） ・点検・整備の記録	冷媒漏えい点検・整備記録簿	適
建築基準法	内装仕上げ・換気設備及び天井裏等の工事	内装工事、空調設備工事	石綿含有建材、クロロピリホス、ホルムアルデヒド	・石綿含有建材の使用禁止 ・クロロピリホス添加建材の使用禁止 ・ホルムアルデヒドに関する規制 内装仕上げ規制 換気設備の義務化		適
＜大気汚染 その他の要求事項＞						
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（2021年3月）	解体・改修工事に伴う石綿等の除去作業等	建築物の解体等の石綿飛散防止	大気汚染防止法に定める「特定建築材料（石綿等）」使用の建築物、工作物	排出の抑制に努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力	作業計画 測定記録	適
騒 音 ・ 振 動						
騒音規制法	杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	・適用指定地域内での特定建設作業	環境大臣の指定（国土交通省の「低騒音型、低振動型建設機械指定制度」機種は除く）	・知事（市町村長）へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて85デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9）	適
振動規制法	杭打ち機、くい抜き機、プレーカー、舗装版破砕機を使用する作業	・適用指定地域内での特定建設作業		・知事（市町村長）へ7日前までに届出 ・作業敷地境界にて75デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9）	適
＜周辺環境保全 その他の要求事項＞						
建設工事公衆災害防止対策要綱（建築・土木）※2019年9月改正	掘削工事、山留工事、地盤改良工事、地下工事	【地盤沈下】 市街地などの、事故が発生した場合、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある区域		付近居住者等への周知・埋設物の確認、土留工の管理・排水処理 杭鋼矢板の引抜き埋戻し時の地盤沈下防止の処置 掘削土排出時の塵芥・騒音防止の措置	施工計画書	適
	仮設構造物、クレーン等の設置（完成物としての建築物による障害は、対象外）	【電波障害】 建設工事の施工に当たって、公衆に危害、迷惑を及ぼすおそれのある地域		受信障害除去対策を講ずる場合は、法に基づく届出や申請、並びにNHKへの届出等が必要	施工計画書	適
	2019年・主な改正	1.埋設物の確認 2.重機等の接触、転倒 3.持ち込み建設機械 4.高齢者・車いす対応	1.埋設物の損傷 2.建設機械の移動、作業時 3.レンタル建設機械使用時 4.歩行者通行制限時	1.台帳と設計図面を照合 2.能力内・作業場内使用、傾斜計測 3.必要な点検整備の確認 4.安全な歩行用通路の確保	施工計画書	適
作業所で同意するその他の要求事項	・廃棄物の発生抑制、グリーン製品の使用に関する仕様あり	・仕様書		仕様書の該当部分をマークするなど		適
	・時間外の作業	・近隣協定	・騒音の発生する作業	・時間外での作業は事前に連絡する ・19時以降原則禁止（区域、許可による例外あり）		適
	・資材等の搬出入 ・発注者からの要望	・近隣からの要望で同意するもの ・作業所全般	・粉塵の発生する作業 ・安全衛生への配慮	・粉塵の発生防止 ・アイドリングストップ ・（例）保管場所の確認等		適
建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン	2021年5月改訂	建設現場	・不特定人物が触れる箇所等	・定期清掃 ・「三つの密」防止対策の徹底 ・熱中症予防	※元請から下請へ反復説明が必要	適
「建設業の環境自主行動計画」（第7版）	環境経営	環境経営の充実	建設業全般	・環境経営の充実に向けた活動の展開 ・環境配慮設計の促進	令和3年5月 日建連公表 2025年度までの目標を設定	適
	低炭素社会	施工段階、設計段階での温暖化対策		・施工段階におけるCO2の排出抑制 ・設計段階における運用時のCO2排出抑制		適
	循環型社会	建設副産物対策		・建設廃棄物の対策 ・有害廃棄物の対策 ・建設発生土の対策		適
	自然共生社会	生物多様性保全、持続可能な利用		・生物多様性保全、自然環境創出による持続可能な利用の促進		適

環境関連法規などの遵守状況を評価した結果、違反はありませんでした。また、過去3年間違反や訴訟はありません。

9 代表者による全体評価と見直し・指示の結果

株式会社駅家工務店では、土木工事・建築工事における環境への負荷を削減し、地域社会への環境活動を目的とし、エコアクション21に取り組んでいます。今回の取組みは、2022年4月～2023年3月までの12ヶ月を対象とし、環境負荷の削減に取り組みました。

今回の取組みでは、全ての項目において目標を達成出来ましたが、受注工事の内容により各使用量が変動する為、今後も単純に削減していくことは難しいと考えられます。

今後も、持続可能な社会へ向けてのニーズに応えられるよう、環境に配慮した工事に留意し、引き続き環境負荷の削減に取り組んでまいります。